

大谷學報第十九卷 第四號

大日本國粟散王聖德太子奉讚について

日下無倫

目次

- 一、序言
- 二、新出二本の識語
- 三、新出二本と『眞宗遺文彙要』所收本との比較
- 四、眞宗遺文彙要所收本に於ける誤謬と脱漏
- 五、百十五首和讚の著者

以上

一、序言

親鸞聖人の作と傳へられる『大日本國粟散王聖德太子奉讚』は、世に一百十四首太子和讚の名を以て知られ、僅に大日本國粟散王聖德太子奉讚について(目下)

大谷派の學匠美濃安福寺先啓の集録した『眞宗遺文纂要』(明和八年の開版)に收められた唯一本によつてのみ學界に紹介せられてゐるが、これ以外には未だ曾て古寫本の存在も、また古版本の存在をも聞かないから、古來この方面の研究者にとつては何としても此の一本に據るよりほか仕方がないことになつてゐる。曾て大正の頃、故鷺尾教導氏が西

本願寺の寶庫から、徳治二年の奥書を有する『上宮太子御記』一卷を發見して『大日本國聖散王聖德太子奉讚』と『上宮太子御記』との密接なる關係を論ぜられたこともあり(六條學報第二一七號所載、鷺尾教導氏の論文「上宮太子御記と二百十四首及七十五首太子和讃」参照)、また故橋川正氏はその著『上宮太子御記の研究』(京正一〇、一、二五、京都丁子屋書店發行)に於て、『御記』とこの和讃との間に多くの一致點を發見すること

によつて、痛くこの和讃に注意を拂つてゐられるが、近年に至つて、またこの和讃につき、その出典、組織、誤脱、七十五首和讃との關係等諸項に亘つて、極めて精細なる本文研究を發表せられたのは本學教授多屋賴俊氏であらう。(昭和七年)

四月發行大谷學報第二號所載、同氏の論文「一百十四首太子和讃考」並に同氏の著和讃史概説二〇四頁参照) かし氏の研究の底本であり、畢竟依である所の『眞宗遺文纂要』所收の唯一本が、餘りにも誤記や誤脱の多い惡本なりしがため、右論文の中に於て、折角の御苦心や御努力の跡が却

て徒勞の結果を招いた二、三の箇所も見受けられぬではない。けれども結局それも底本不良の仕業として、その責は當然底本そのもの、受くべきことは申すまでもないが、かくまでにその惡本を吟味し研尋しつくして、それから正本をつかみ出さうとせられた努力と成果は、何としても否定し得ないものがあらう。予、この『大日本國聖散王聖德太子奉讚』について關心を持つこと茲に年あり。誠に不可思議なる因縁と言はうか、過ぐる日計らずも、坊間に於てこの和讃の寫本二種を感得するところがあつた。とりあへずこれら二種の寫本を研究し調査した結果、

(一)從來これを一百十四首太子和讃と稱へ來つたことは間違ひであつて、その實數が一百十五首なることに依り、

當然一百十五首太子和讃の呼稱を用ふべきこと。

(二)他の十一首並に七十五首の太子和讃と共に、予がかねて抱懐する親鸞聖人の眞作感を一層深め得たること。以上二個の結論に到着することが出来たのだ。今さうした結論を生み出すべき過程として、これら新出二種の寫本について簡單なる解説を試み、傍ら『眞宗遺文纂要』所收本を以てこれが參考に資し、かくして百十五首太子和讃の流傳並にその本文の考異をなさんと思ふものである。敢へて茲にものした卑見に對し、大方の叱正を仰ぐ事を得ば誠に幸ひである。因みに、この『大日本國粟散王聖德太子奉讃』といふ長々しい題號の代りに、以後便宜上百十五首和讃の呼稱を用ふることとする。

二、新出二本の識語

一

先づ自家藏となりし百十五首和讃二部について、一應その概觀を説くべき要がある。内一部は皇太子聖德奉讃即ち親鸞聖人の七十五首和讃と共に合綴された冊子本であるが、内題下には『眞宗遺文纂要』所收本にあるが如き「愚禿親鸞作」の撰號を置かず、本文はすべて片假名書であつて、末尾には左の如き長々しい奥書がある。

已上一百一十五首

日本記 平氏撰

聖德太子御傳 上宮記

諾樂古京藥師寺沙門景戒撰

日本國現報善惡靈異記等見也

康元二歲丁巳二月卅日

愚 禿 親 鸞 八十 書之

右太子奉讚奥州糖信郡南部八戸願永寺住物也 則蓮如上人御眞筆也

于時享保第五庚子季冬中旬於羽州秋田寫之 長濱亮空

翌年享保六辛丑天曙月中旬七於曲谷隱士七十三翁室寫之、老後愚出百快千喜而已

加之 往昔建長七年乙卯十一月晦日、愚禿親鸞八十三歲御作七十七首太子和讚於大坂拜寫之合計一百九十二首、正像末十一首、三所惣合二百三首之中初二首、正像末有之、殘二百一首別讚也。恐三朝高祖無類多讚超越相承極中極應知耳

爾時享保第十二丁未稔閏正月廿三日再寫之訖、江洲坂田郡江里之莊春近住皆念寺 釋 敬 誓

右の奥書によると、この和讚の原本は奥州糖信郡南部八戸願永寺の所藏であつて、それが蓮如上人の眞蹟として傳へられたものであることが知られる。享保五年に近江長濱の亮空が原本そのものより筆寫し、更に享保十二年正月、近江の敬誓によつて轉寫されたものだから、この和讚が時代的に見ていかにも江戸時代中期の寫本にすぎないけれども、しかし文中に於てまゝ古代文字を用ひた形蹟の残り存する點から、一面また原本に忠實な筆寫本であるといはねばならぬ。而してこの長い奥書中に於て最も注意すべき文字は「右太子奉讚奥州糖信郡南部八戸願永寺住物也、則蓮如上人御眞筆也」の一行二十九字であらう。奥州八戸願永寺といへば現今の青森縣八戸市十一町眞宗大谷派願榮寺

に契當するものである。かの『眞宗遺文纂要』所收の同和讃の奥書には唯、

「眞蹟在_二八代願永寺_一平假名文字也」

とあるのみであつて、從來八代の願永寺の所在が全く不明であつたものだが、今此の奥書によつて初めて明瞭なることを得たのである。殊に「眞蹟在_二八代願永寺_一云云」の奥書一行が、親鸞聖人康元二年の原本奥書に續いて加筆されてゐるものである關係上、その眞蹟の文字が從來親鸞聖人眞蹟の如き意味に誤解され來つたものであるが、この新出本の奥書によつて、全くその曲解なりしことを知りうると共に、それが蓮如上人の眞蹟なるを知り得たことは、いかにもうれしい事である。けれども過ぐる年、眞宗専門學校教授の山上正尊氏が、如説院慧劍師の『正像末和讃管窺録』によつて初めて願永寺の所在を知り、眞蹟本の存在如何を彼の寺へ紹介せられた所、同寺は十年程以前に火災に遇ひ、その時代の寶物と共に百十五首和讃も亦烏有に歸したといふ。誠に惜しいことをしたものである。また『眞宗遺文纂要』所收本によると、願永寺所藏の原本が平假名文字でかゝれてあるとのこと、親鸞聖人の眞蹟としては極めて稀な例であるから、何となく不審の感じを起さざるを得なかつたが、新出本の奥書に「蓮如上人筆」と註記しあるによつて、此の種の疑團も亦氷解することが出來た。右の事情によつて、願榮寺所藏の原本が既に焼失したものとすれば、新出の今本も亦貴重なる一寫本として重要視すべきであらう。因みに今本の底本たる願永寺所藏本が蓮如上人の筆寫にかゝはるから、便宜上、今本を蓮如上人寫傳本と呼ぶこととする。

二

自家藏となつた他の一部は、卷首に因蓮寺(何國の何處の寺院なるか未だ考へ得ず)の黒印が捺してあるから、今本

がもと同寺舊藏の一本であつたことは申すまでもない。奥書によると、願永寺傳來の蓮如上人眞蹟本に關係なく、隨つて、他の系統に屬するといふところが本書の特色であらう。

本文はすべて片假名書であつて、内題下に「愚禿親鸞作」の撰號を缺くことは、全く蓮如上人寫傳本と同じである。そして卷末には「已上一百一十四首」と書き、續いて親鸞聖人康元二歳云云の原本奥書を記し、更に左の如き、本書の流傳を示すべき有力な奥書が附加されてゐる。

本云、徳治二年丁未卯月三日

應長元歳辛酉閏六月六日馳筆

沙門 宗 昭 四十一歳

享和三亥歳四月五日 越中下新川郡東狐村 謹書寫 深應

さて上記奥書の中、享和三年深應書寫の江戸時代の奥書は此を暫らく措くこととして、それ以前に於ける徳治二年と應長元歳との二つの奥書は、この和讃の流傳を示すべき有力な史料として注意すべきものであらう。しかるに徳治二年云云の方には何等の署名がないから、今茲にその寫傳者を明らかならしむることを得ないのは誠に残念である。

次に出づる應長元歳云云の奥書は、覺如上人宗昭のこの和讃を寫得し給へることを示す所の有力な文献であるが、既に西派の學匠僧鎔もその著『眞宗法彙左券』に於て「聖徳太子奉讃、讚數一百十四首アリ、康元二歳丁巳二月、八十五歳ノ御撰、宗昭〇〇法師ノ奥書アリ、コノ奉讃ハ西福惠空知臥雲ナラヒニ所覽ナシ」と言ふから、僧鎔も亦この和讃と同種な、覺如上人の奥書ある一本を見られたことは明らかである。しかるにその奥書について文永七年に誕生した(最須敬

重繪詞による) 覺如上人としては本年が恰も四十二歳であるべきのに、これを自ら「沙門宗昭四十九歳」と誤記し、また應長元年の干支は當然「辛亥」であるべき筈なるに、これを「辛酉」と謬記するが如きことは、それが自記たる以上、到底あり得べからざる誤記であるから、この奥書には一面に於て疑議すべき何物か存在する如く考へられぬでもない。けれどもかゝる誤謬の免ゆることは、この和讃がやがて江戸時代の傳寫本たる所以を雄辯に物語るにすぎないものであつて、この奥書をば、後世に於て何等かためにする所あつて、捏造し附加したものととは到底考へられない。されば如上示す所の本書に於ける三傳の奥書が示すがやうに、先づ親鸞聖人自筆の原本(逸書)から徳治二年の寫傳本を生じ、ついで該寫傳本から覺如宗主によつて手寫された應長元年本を生ずるに至つたといふ、この和讃の流傳系統については、何としても否定し得ざる事實であらう。

かくて本書はその流傳の經路に於ては、寧ろ前に言ふ蓮如上人寫傳本に勝るべき善本の筈であるが、何故か兩者を書史學的に比較對照すると、本書の方が何となく見劣りするやうな感じがしてならぬ。思ふに前者の善本たる所以のものは、恐らく蓮如上人寫傳の原本から忠實に筆寫されたもので、後者は幾度かの寫傳によつて遂に粗惡なる荒本となり得たがためであらう。而してこの和讃本を前述の蓮如上人寫傳本に對し、今假りに覺如上人寫傳本の呼稱を用ふることとする。

三、新出二本と眞宗遺文纂要所收本との比較

親鸞聖人の百十五首太子和讃について、既に、新出する所の二本の梗概を説示したから、次に煩はしくもあるが、新出の二本と『眞宗遺文纂要』所收の流布本とを全文に亘つて比較對照し、以て三本の中、蓮如上人寫傳本のいかに善

本なることゝ、流布本のいかに誤脱の多き悪本なることを一目瞭然たらしめた。而してその作る所の「三本正誤對照表」とは、左の通りであるが、先づ上段には誤謬の最も少なき蓮如上人寫傳本を置き、中段には覺如上人寫傳本を置いて、下段に『眞宗遺文纂要』所收本を安じたのは、全く善本より悪本に至る順序を知らしめたものである。

尙、これら三本の和讃には、何れも一首づゝの上に數字番號などは見當らないが、今は便宜上、私かに和讃各首の肩に數字を加へることとし、且つ「三本正誤對照表」の中、正しき文字には圈點○印を附し、誤謬の文字には△印を加へ、脱字の箇所には(△)印を附して、その相異點を注意せしめた。

(イ)蓮如上人寫傳本

(ロ)覺如上人寫傳本

(ハ)眞宗遺文纂要所收本

(内題)

大日本國粟散王聖德太子奉讚

同

大日本國粟散王聖德太子奉讚、

愚禿親鸞作

一 和國ノ教主聖德皇

一同

廣大恩德謝シカタシ

同

一心ニ歸命シタテマツリ

「ニ」の一字を缺く

奉讚不退ナラシメヨ

同

二 上宮皇子方便シ

二同

和國ノ有情ヲアハレミテ

同

如來ノ悲願ヲ弘宣セリ

同

慶喜奉讚セシムヘシ

同

同

二同

同

同

同

イ本に同じ

三 歸命尊重聖德皇

用明天皇ノ親王ノトキ

穴^{アナフト}大部ノ皇女ノ

御腹ヨリモ[△]誕生セル

四 皇女ノ御夢ニ見タマヒキ

金色ノ聖僧アラハレテ

ワレ世ヲスクフチカヒアリ

シハラク御腹ニヤトルヘシ

五 我是救世菩薩ナリ

家西方ニ有トシメシテソ

ヲトリテ御口ニ入玉フ

ハラマレイマ[△]ス菩薩ナリ

六 敏達天皇アメノシタ

オサメマシマス元年ノ

正月朔日ニ夫人ノ

宮ノ内ヲソ御遊セシ

七 御^ミ厩^{ウラ}ノホトリニ到ルホト

オホヘスシテソ誕生セシ

女^メ孺^{シユ}イタキテスミヤカニ

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(日下)

三 同

用明天皇ノ太子ノトキ

同

御腹ヨリソ[○]誕生セル

四 皇女ノ御夢ニミタマヒキ

同

同

シハラク御ハラニヤトルヘシ

五 ワレコレ救世菩薩ナリ

イエ西方ニアリト示シテソ

オトリテ御口ニイリ玉フ

同

六 同

同

正日一日ニ夫人ノ

ミヤノウチヲソ御遊セシ

七 御^ミ厩^{ウラ}ノホトリニイタルホト

オホエスシテソ誕生セシ

女^メ孺^{シユ}イタキテスミヤカニ

三 同

イ本に同じ

同

御ハラヨリゾ[○]誕生セル

四 口本に同じ

同

同

口本に同じ

五 口本に同じ

イエ西方ニアリトシメシテソ

踊テミクチニイリタマフ

同

六 敏[△]達天皇ノアメノシタ

同

正月朔日ニ夫人ハ[△]

ミヤコノウチヲソ御遊セシ

七 口本に同じ

オホエズシテソ誕生[△]シ

女[△]孺[△]ノイタイテスミヤカニ

寢殿ニイリタマヒケリ

ハ金色ノヒカリ西方ヨリ

キタリ入りテソ照シケル

御身ハナハタカウバシク

日カスラフルニモ旬ヒケリ

九 太子誕生アリシヨリ

四月ノ後ニメツラシク

ヨクモノカタリシ給ヒテ

ミタリニ泣サケヒマシマサス

二〇 太子御トシニ歳ノ

二月十五ノアシタニソ

東ニムカヒテ合掌シ

南無佛ト再拜ヲハシマス

二 太子六歳ノ御トキ

百濟國ヨリ法師尼ノ

經論ワタシキタリシニ

皇ニ奏シ玉ヒケリ

三 六齋日ヲオシヘシム

コノ日ハ梵天帝釋ノ

同

八 同

キタリイリテソテラシケル

御ミハハナハタカウハシク

日數ヲフルニモニホヒケリ

九 同

ヨツキノノチニメツラシク

ヨクモノカタリシタマヒテ

ミタリニナキサケヒマシマサハ

二〇 太子ノ御歳ニ歳ノ

同

ヒカシニムカヒテ合掌シ

南無佛ト再拜ス

二 太子六歳ノ御トキニ

同

同

皇ニ奏シタマヒケリ

三 六齋日ヲシヘシム

同

同

八 同

口本に同じ

イ本に同じ

日カズラフルニモニホヒアリ

九 同

口本に同じ

口本に同じ

ミダリニナキマシマサズ

二〇 イ本に同じ

同

ヒンガシニムカヒテ合掌シ

南無佛ト再拜シ

二 口本に同じ

百濟國ヨリ法師尼ト

經論ワタリタリシニ

口本に同じ

三 六齋日ヲヲシヘシム

同

國ノマツリコトヲミ玉フニ
物ノ命ヲコロササレ

二三 ミカトヨロコヒマシノテ

勅宣クニ、クタサレテ

コノ日^ヒ日^ヒニハコトサラニ

モノ、命ヲタスクヘシ

二四 新羅國ヨリ佛像ヲ

タテマツレリキノ時ニ

太子奏シタマヒケリ

西國ノヒシリ釋迦牟尼佛

二五 日羅上人新羅ヨリ

難波ノ館^{クワン}ニツキタレリシ

コレヲアヤシミキコシメシ

太子ヒソカニ見ソナハス

二六 ソノトキ日羅ヒサマツキ

タナコ、ロヲアハセテソ

敬禮救世觀音大菩薩

傳燈東方粟散王ト禮セシム

二七 日羅オホキニソノ身ヨリ

クニノマツリコトヲミタマフニ
モノ、イノチヲコロサシ[△]

二三 御門ヨロコヒマシノテ

同

同

モノ、イノチヲコロサシト

二四 同

タテマツラレキノトキニ

同

同

二五 同

同

同

太子ヒソカニミソナハス

二六 同

同

救世觀世音[△]大菩薩

同

二七 同

クニノマツリコトミタマフニ^(△)
モノ、イノチヲコロサブレ

二三 皇ヨロコビマシノテ

勅宣國ニクダサレテ

同

モノ、イノチヲタスクベシ

二四 同

ロ本に同じ

同

同

二五 同

難波ノ館[△]ニツキタレリシ

同

ロ本に同じ

二六 同

同

敬禮救世觀世音[△]大菩薩

同

二七 同

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(目下)

白キヒカリヲハナチケリ

太子ソノトキ巖間ノ

ヒカリヲハナチタマヒケリ

一六 百濟國ヨリ彌勒ノ

石ノ像ヲワタサレキ

蘇我ノ馬子ノ宿禰ハ

コノ像ヲウケトリタテマツル

一九 家ノ東ニ寺ヲタツ

尼三人ヲスヘヤシナフ

大臣塔ヲツクレリキ

太子コトニ令旨アリ

二〇 塔ハ佛舍利ノウツハモノ

釋迦佛ノ御舍利ソ

ハカラサルニモオノツカラ

イデキタリマスコトアラン

二一 ソノトキ齋飯ノ上ニシテ

佛舍利一粒エタリケリ

瑠璃ノツホニイレタマヒ

塔ニ安置シ禮シケル

シロキヒカリヲハナチケリ

同

同

一六 同

同

同

同

一九 イエノヒカシニテラヲタツ

尼三人ヲスエヤシナフ

同

同

二〇 同

同

同

同

二一 ソノトキ齋飯ノウヘニシテ

佛舍利一粒エタリケル

同

同

ヒロキヒカリハナチケリ

同

同

一六 同

カノ像ヲワタサレキ

蘇我ノ馬子ノ宿禰ノ

コノ像ヲ尊敬シ

一九 イヘノヒムガシニ寺ヲタツ

尼三人ヲスエヤシナフ

同

同

二〇 同

釋迦佛ノ御舍利ヲ

ハカラサルニモヲノツカラ

イデキタリマシマスコトアラン

二一 日本に同じ

日本に同じ

同

塔ニ安置シ禮シケル

三 太子大臣ヒトツニテ

三寶ヲヒロメマシノキ

コノトキ國ノウチニシテ

ヤマフオコリテ人シニキ

三 弓削ノ守屋ト中臣ノ

勝海ノムラシモロトモニ

皇ニ奏シテマフサシム

コノ國モトヨリ神ヲアカム

三 馬子ノ大臣佛法ヲ

オコシヲコナフコノユヘニ

ヤマフモオコリ民モシヌ

人ノ命ハト、マラシ

三 帝皇御コトニノタマハク

マフス所ハアキラケシ

佛法ハヤクト、メヨト

勅宣國ニクタサレキ

三 太子奏セシメマシノキ

フタリノ人ハモロトモニ

因果ノコトハリシラスナリ

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(日下)

三 同

同

コノトキクニノウチニシテ

ヤマフオコリテ人死ニキ

三 同

同

コノクニモトヨリカミラスカム

三 同

ヲコシオコナフコノユヘニ

ヤマフヲコリ民モシヌ

ヒトノイノチハト、マラジ

三 同

マフストコロハアキラケシ

「ヲ」の字を缺く

勅宣クニ、クタサレキ

三 同

同

同

同

三 同

三寶ヒロメマシノキ

ソノトキクニノウチニシテ

ヤマフヲコリテヒトシニキ

三 同

同

皇ニ奏シマウサシム

コノクニモトヨリ神ヲアカム

三 同

ヲコシヲコナフコノユヘニ

ヤマフモヲコリタミモシヌ

日本に同じ

三 帝王御コトニノタマハク

マウストコロハアキラケシ

日本に同じ

日本に同じ

三 同

フタリノヒトハモロトモニ

同

ワサワヒ定テ身ニアラン
ヨキコト毎ニオコナヘハ

サイハイキタルトオモフヘシ
アシキコトヲオコナヘハ

ワサワヒコトニキタルナリ

六 フタリノ人ハ今サラニ

ワサワヒニアハント奏セシム

守屋ノ連寺ヲ破ル

佛經堂塔ホロホシキ

元 ヤケノコレリシ佛像ハ

難波ノ堀江ニステイレキ

三人ノ尼ヲハセメ打テ

追イタサシムトキコエタリ

言 コノ日ソラニハ雲ナクテ

オホキニ風フキ雨フリキ

太子重テ令旨アリ

(太子ノ仰セ也)

ワサワヒ今ニオコリヌ

三 卽瘡ノヤモフオコレリキ

ワサワヒサタメテ身ニアラン
ヨキコトコトニオコナヘハ

サイワヒキタルトオモフヘシ
同

同

六 二人ノヒトハイマサラニ

ワサハヒニアハント奏セシム

守屋ノヒラシテラヤフル

同

元 ワケノコレリシ佛像ハ

難波ノホリエニステイレキ

三人ノ尼ヲハセメウチテ

ヲヒイタサントキコヘタリ

言 コノ日ソラニハクモナフテ

オホキニ風フキアメフリキ

太子カサネテ令旨アリ

ワサワヒイマニオコリヌ

三 スナハチカサノヤマフオコレリキ

ワサハイサダメテ身ニアラン
口本に同じ

イ本に同じ
アシキコトヲヲコナヘバ

ワザハイコトニキタルナリ

六 フタリノヒトハイマサラニ

ワザハイニアラント奏セシム

守屋ノ連寺ヲヤブル

同

元 ヤケノコレリシ佛像ハ

難波ノホリエニステラレキ

三人ノ尼ハセメウケテ

ヲヒイダサシムトキコエタリ

言 コノ日ソラニハクモナクテ

オホキニカセフキアメフリキ

口本に同じ

ワザハイイマニヲコリヌ

三 スナハチカサヤマフヲコリキ

ヤミ痛ムコトヤキサク如クナリ

二リノ大臣モロトモニ

大キニトカラカナシミキ

三 帝皇ヘコトヲ奏セシム

コノヤマフ苦^{クレシ}ミ痛ムコト

タヘシノフヘキ方^〇モナシ

願クハ三寶ニイノラント

三 其ノ時勅宣クタサレテ

三人ノ尼^ニヲメシテコソ

二人ノ大臣ニタマハセテ

祈^{イラ}シメタマヒシカ

三 其後寺ヲ建立シ

佛法是ヨリ興セシム

ヤマフモト、マリシツマリテ

人民ワツラヒナカリケリ

三 太子ノ御父用明皇

位ニツキテ二年ニ

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(目下)

ヤミイタムコトヤキサクカコト

クナリ

フタリノ大臣モロトモニ

オホキニトカラカナシミキ

三 同

コノヤマフクルシミノイタムコ

タヘシノフヘキカタ^{〇〇}モナシ

ネカハクハ三寶ニイノラント

三 ソノトキ勅宣クタサレテ

三人ノアマヲメシテコソ

同

イノラシメタマヒシカ

三 ソノ、チ寺ヲ建立シ

佛法コレヨリ興セシム

同

同

三 同

クラホニツキテ二年ニ

ヤミイタムコトヤキサクコトク

也

日本に同じ

日本に同じ

三 帝王ヘコトヲ奏セシム

コノヤマフクルシミイタムコト

タエシノブベキコト^{△△}モナシ

ネガハクハ三寶ニ祈ント

三 日本に同じ

日本に同じ

馬子ノ大臣ニタマハセテ

イノチアラシメタマヒシカ

三 日本に同じ

日本に同じ

同

同

三 太子ノ御父用明王

日本に同じ

朕モ三寶ニ歸依セント

勅宣アリトゾキコエタル

三馬子ノ大臣勅宣ニ

シタカハント奏シテソ

法師ヲメシテ内裏ニ

イレハシメシメタマヒケル

三太子ヨロコヒマシノテ

大臣ノ手ヲトリテコソ

ナミタヲナカシテノタマハク

三寶ノタヘナルヲ人シラス

三大臣コ、ロヲヨセシメテ

嬉モアル哉トオホセアリ

コノ後アル人ヒソカニテ

守屋ノ連ニツケシメキ

三一人々ハカリコトヲナシテソ

群兵ヲマフケヨトイヒケレハ

是ヲキ、テ阿都ノイヘニ

朕モ三寶ニ歸依セムト

勅宣アリトテキコエタル

三同

同

同

同

三同

同

ナミタヲナカシテノ玉ハク

三寶ノタヘナルヲヒトシラス

三同

ウレシクモアルカナトオホセアリ

コノノチアルヒトヒソカニテ

守屋ノムラシニツケシメキ

三ヒトノハカリコトヲナシテコ

ソ

同

コレヲキ、テ阿都ノイエニ

日本に同じ

イ本に同じ

三同

シタガハシムト奏シテソ

同

イレハジメタマヒケリ

三同

同

ナミダヲナガシテノタマヘリ

三寶ノタエナルヲ人シラズ

三同

ウレシクモアルトオホセケル

コノノチアル人ヒソカニテ

イ本に同じ

三日本に同じ

群兵ヲマウケヨトイヒケレハ

コレヲキ、テ阿都ノイヘニ

四 中臣ノ勝海ノ連^〇モロトモニ

兵士ヲオコシテ守屋ヲ

相タスケントカマヘツ、

天皇ヲ咒咀^{シユツ}シタテマツル

四 蘇我ノ大臣ハカラヒテ

儲君ニ奏聞セシメテソ

守屋ヲウタント定メシニ

御カタノ軍衆ムラカリキ

四 守屋ノ連コトサラニ

ツハモノヲ發シ城ヲツキ

群兵[△]コハクサカリニテ

味方ノ軍サハカシク

四 オチオノ、キテ三度マテ

シリソキカクシソノ時ニ

令旨ヲコトニクタサレテ

軍兵コハクサカリナリ

四 秦ノ川勝ニ命シテソ

白膠木^{ヒヤクワウキ}ヲトラシメテ

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(目下)

同

四 中臣ノカツミ^(△)モロトモニ

兵士ヲヲコシテ守屋ヲ

アヒタスケントカマヘツ

同

四 同

同

守屋ヲウタムトサタメシニ

ミカタノ軍衆ムラカリキ

四 守屋ノムラシコトサラニ

ツハモノヲオコシ城ヲツキ

軍兵^〇コハクサカリニテ

ミカタノイクササハカシク

四 ヲチオノ、キテミタヒマテ

シリヅキカヘシソノトキニ

同

同

四 秦川勝ニ命シテソ

同

四 同

四 中臣ノカツミ^(△)モロトモニ

兵士ヲヲコシテ守屋ヲ

アヒタスケントカマヘツ、

同

四 同

同

守屋ヲウタントサダメシニ

イ本に同じ

四 同

ツハモノヲヲコシ城ヲツキ

イ本に同じ

御カタノイクササハガシク

四 同

オジヲノ、キテミタヒマテ

同

同

四 同

イ本に同じ

四王ノ像ヲキサミツ、

モト、リニサシホコニ捧^{サツ}

盟 願ヲオコシテノタマハク

ワカタ、カヒヲカタシメヨ

四天王ヲ造置シテ

寺塔ヲタレント令旨アリ

哭 馬子ノ大臣願シツ、

御カタノ兵^{ツハ}タ、カフニ

守屋ノ連サハカシク

イチキノ木ニコソ登^トシカ

哭 物部ノ府都ノ大神ノ

アラク放テル矢トイヒテ

太子ノ御アフミニアタリシカ

恐レハサラニマシマサス

哭 舍人迹見ノ赤檮^トニソ

重テ勅命クタサレテ

四天王ニイノリツ、

箭^ヤヲハナタシメタマヘリキ

哭 守屋カ胸ニアタリシニ

同 モト、リニサシキコサ、ク

同 同

盟 同

同 同

四天皇ヲ造置シテ

寺塔ヲタテムト令旨アリ

哭 同

ミカタノツワモノタ、カフニ

守屋ノムラシサハカシク

イチキノ木ニコソノホリシカ

哭 同

アラクハナテル矢トイヒテ

太子ノ御アフミニアタリシニ

オソレハサラニマシマサス

哭 舍人迹見ノ赤穗^トニソ

カサネテ勅命クタサレテ

同 同

同 同

哭 守屋カムネニアタシニ

同 モトドリニサシホコニサ、グ

同 同

盟 願ヲヲコシテノタマハク

同 同

四天王ヲ造立シ

寺塔ヲタレント令旨アリ

哭 馬子ノ大臣ネガヒツ、

御カタノツハモノカタフクニ

イ本に同じ

口本に同じ

哭 同

アラクハナテルヤトイヒテ

口本に同じ

口本に同じ

哭 舍人迹見ノ赤檮^トニハ

カサネテ勅命クタサレキ

同 同

同 同

哭 守屋カムネニアタリシニ

木ヨリサカサマニ落ニケリ

御カタノツハモノセメユキテ

守屋カ頭ヘヲキリテケリ

吾 玉造ノ岸ノウヘニ

四天王寺ヲタテタモフ

佛法コレヨリサカリナリ

王家モイヨクユタカナリ

吾 太子ノ御オチ崇峻王

コノ天王ノ御宇ニハ

太子ノ御年十九歳

カフリシ玉フトキコヘタリ

吾 其時百濟ノツカヒニテ

阿佐王子キタレリキ

太子ヲオカミテマフサシム

敬禮救世大慈觀音菩薩

吾 妙教流通東方日本國

四十九歳傳燈演説ト禮シケリ

儲君ソノトキ眉間ヨリ

シロキ光リヲハナタシム

木ヨリサカサマニヲチニケリ

同

守屋カカフヘヲリニケリ

吾 同

四天王寺ヲタテタマフ

同

同

吾 同

コノ天皇ノ御宇ニハ

太子ノ御歳十九歳

カフムリシタマフトキコヘタリ

吾 ソノトキ百濟ノツカヒニテ

阿佐太子キタレリキ

太子ヲオカミマフサシム

同

吾 同

同

同

シシキヒカリヲハナタシム

木ヨリサカサマニオチニケリ

同

守屋カ頭ヲ切テケリ

吾 同

日本に同じ

同

王家モイヨクサカリナリ

吾 太子御伯父崇俊王

日本に同じ

太子ノ御トシ十九歳

カフリシタマフトキコエタリ

吾 日本に同じ

阿佐王子キタレリ

太子ヲオガミマウサシム

同

吾 妙教流通東方日國

同

同

シロキヒカリヲハナタシム

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(目下)

𠄎 甲斐ノ國ヨリタテマツル

足四ツシロキ黒駒ニ

駕シテ雲ニソ入タマフ

東ノカタヘソイマシケル

𠄎 調使麻呂ハカリコソ

御馬ノ右ニハソヘリシカ

入々アフキテ空ソラヲミル

信濃ノ國ニイタリマス

𠄎 ミコシノ坂ヲメクリテソ

三日サシテアリテカヘリマス

日本國ノアリサマヲ

サハルコトナクミソナハス

𠄎 推古天皇ノミマヘニテ

勝鬘經ヲ講シマシノキ

三日講シオハリシ夜

空ヨリ蓮花フリクタル

𠄎 華ノナカサハ二三尺

方三四丈ノ地ニフリミテル

アクルアシタニ蓮花ヲ

𠄎 同

アシヨツシロキ黒駒ニ

駕シテクモニソイリタマフ

同

𠄎 同

御馬ノ右ニソヘヘリシガ

ヒトノアフキテソソラヲミル

信濃ノクニ、イタリマス

𠄎 同

同

同

同

𠄎 同

勝鬘經講シマシノキ

同

ソラヨリ蓮花フリクタル

𠄎 花ノナカサ二三尺

同

同

𠄎 同

日本に同じ

駕シテ雲ニゾイリタマフ

同

𠄎 同

イ本に同じ

ヒトノアフギヘソソラヲミル

信州ノクニ、クダリマス

𠄎 三越坂ヲメグリテソ

同

同

同

𠄎 同

イ本に同じ

三日講ジヲハリシ夜

ソラヨリ蓮華フリクダル

𠄎 イ本に同じ

同

アクルアシタニ蓮華ヲ

帝アヤシミミタマヒキ

亮 コノ地ニ寺ヲタテタマフ

橘寺トマフスナリ

フレリシ花ハコノ寺ニ

今ニオサメオカレタリ

谷 小野ノ妹子ノ大臣ヲ

勅使トシタマヒテゾ

衡山ニオハシテタモテリシ

法花經ヲトリニツカハシキ

空 妹子ニオシヘテ令旨アリ

赤縣セキケンノ南ニ衡山アリ

般若寺トイフ寺モアリ

クハシクタツネテ到ルヘシ

空 昔ノ同法死ニケン

今三人ハカリアリ

御經ヲタサン勅使トテ

吾使トゾナノルヘシ

空 妹子勅命ニシタカヒテ

般若寺ニツイタリケル

ミカトアヤシミミタマヒキ

亮 同

同

フレシ(△)花ハコノテラニ

イマニヲサメヲカレタリ

谷 同

勅使トシタマヒテ(△)

同

同

空 同

同

般若寺トイフテラモアリ

クハシクタツネテイタルヘシ

空 ムカシノ同法シニ、ケム

同

同

ワカツカヒソトナクタルヘシ

空 同

同

ロ本に同じ

亮 同

橘トマウスナリ

フレシ(△)華ハコノ寺ニ

イマニオサメテヲカレタリ

谷 同

イ本に同じ

同

法華(△)ヲトリニツカハシキ

空 妹子ニヲシヘテ令旨アリ

同

般若寺トイフ寺ニアリ

ロ本に同じ

空 ロ本に同じ

イマニ三人ハカリアリ

御經ヲタサム勅使トテ

ワガ使トゾナノルベシ

空 妹子勅使ニシタカヒテ

同

門ニヒトリノ沙彌有テ

見テスナハチニイリニケリ

窓シハ生タル僧三人

杖ヲツイテソ出キタル

思禪師ノ使ヒトテ

喜ヒエミテオシヘシム

空法華一部ヲヒトマキニ

アハセカ、レル御經ヲ

勅使ノ妹子ニオシヘシメ

トラセタリトソ奏シケル

突イカルカノ宮ノ寢殿ノ

カタハラニ家ヲツクリテソ

夢殿トソナツケタリ

月コトニミタヒオユアミテ

空イリテアシタニ出玉ヒ

闇浮提ノ事ヲカタリマス

コノウチニイリテコソ

諸經ノ疏ヲハ製レリシ

空 七日七夜イテスシテ

門ニヒトリノ沙彌アリテ

ミテスナハイリニケリ

窓シハオイタル僧三人

ツエヲツイテソイテキタル

惠禪師ノツカヒトシテ

ヨロコヒエニテオシヘシム

空法花一部ヲヒトマキニ

アハヒカ、ル御經ヲ

勅使ノ妹子ニオシヘシム

同

突同

カタハラニイエヲツクリテソ

同

日コトニミタヒオユアミテ

空イリテアシタニイテタマヒ

闇浮提ノコトヲカタリマス

同

諸經ノ疏ヲハツクレリシ

空 同

日本に同じ

見テスナハチイリニケリ

窓シワオヒタル僧三人

日本に同じ

思禪師ノ使トテ

ヨロコビエミテヲシヘム

空蓮華一部ヲヒトマキニ

アハセカキケル御經ヲ

勅使ノ妹子ニヲシヘシメ

トラシタリトゾ奏シケル

突イカルカノ寢殿ノ

カタハラニイヘヲツクリテ

日本に同じ

夢殿トゾナツケタル

空 日本に同じ

闇浮提ノコトヲカタラヌ

同

日本に同じ

空 同

戸ヲトチ御聲^{ミコノ}モシタマハス
高麗ノ惠慈マフサシム

太子ハ三昧定ニイラシメリ
究 オトロカシマスコトナカレ

八日トイフニイテタマヒ

玉ノ枕[△]ノウヘニコソ

一卷^{ヒトマキ}ノ經オハシマス

古 惠慈法師ヲメシテコソ

事ヲカタリテノタマハス

吾衛山ニアリシトキ

タモチシ經ハコレナリト

古 スキニシ年ニ妹子カ

持テ來リシソノ經ハ

弟子タリシ僧ノ持經ナリ

三人ノ老僧ミナシラス

古 思フアマリニヒカレツ、

ワカ魂ヒヲツカハシテ

トリヨセキタル經ナリト

太子クハシク命シケリ

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(日下)

戸ヲトチ御コエモシタマハス

同

同

究 同

同

タマノクツ^{〇〇}エノウヘニコソ

ヒトマキノ經オハシマセ[△]

古 同

コトヲカタリテノタマハク

ワレ衛山ニアリシトキ

同

古 同

モチテキタリシソノ經ハ

同

同

古 同

オモフアマリニヒカレツ、

同

同

日本に同じ

高麗ノ惠慈マウサシム

同

究 同

同

玉ノ机^〇ノウウヘニコソ

日本に同じ

古 同

日本に同じ

日本に同じ

タモチシ經ハコレナリキ[△]

古 同

日本に同じ

同

三人老僧[△]ミナシラス

古 同

日本に同じ

同

太子クハシク命ジケル[△]

三 過ニシトシノ經ヲミテ

今○コノ經ヲアハスレハ

ナキ文字ヒトツアリトミユ

サキノ經ニハサラニニス

三 今コノ所持ノ經卷ハ

キナルカミニテヒトマキニ

玉ノ軸ニテオハシマス

老僧シラテオシヘタリ

三 百濟國ヨリキタレリシ

道欣^{コシ}等ノ十人ハ

衡山ニシテ法華經ヲ

トキタマヒシソノトキニ

三 我等ハ盧岳ノ道士トテ

トキ^(△)参リヒト^(△)ト

ヲノ^(△)ナノリマフシテソ

太子ノ慈哀ヲアラハセル

三 妹子ノ大臣ノチノトキ

マタ衡州ニワタサレキ

衡山ニマタユキタルニ

三 スキニシ年ノ經ヲミテ

イマコノ經ニアハスレハ

同

同

三 イマコノ所持ノ經卷ハ

キタルカミニテヒトマキニ

同

同

三 同

同

同

三 ワレラハ盧岳ノ道士ニテ

トキ^(△)マヒリシヒト^(△)ト

ヲノ^(△)名ノリマフシテソ

同

三 同

マタ衡山ニワタサレキ

同

三 スキニシトシノ經ヲミテ

イマ^(△△)經ヲアハスレハ

同

同

三 日本に同じ

キナル紙ニテヒトマキニ

同

老僧シラデヲシヘタリ

三 同

同

衡山ニシテ法華^(△)ヲ

同

三 ワレラハ盧岳ノ道士トテ

トキ^(△)マイリヒト^(△)ト

ヲノ^(△)ナノリマウシテ

同

三 同

日本に同じ

同

御カタハラニサフラフニ
太子カタリテノタマハク

三 君ワカコ、ロノコトクニテ

ヒトツノコトモタカハヌハ

マコトニサヒハヒテリケリト

太子ノ御意ニアヒカナフ

四 ワレ死ニナンソノ日ニハ

同シク穴ニ埋ムヘシ

キサキ答テマフサシム

千秋萬歲フルマテモ

五 アシタユフベニイタルマテ

ツカヘマツラントソ思フ

イカナルコ、ロイマシテカ

オワリノコトヲ令旨アリ

六 太子コタヘオハシマス

初メアレハオワリアル

サタマレルヨノコトハリソ

ユメノ驚キオモハサレ

七 一度ハカナラスムマレシメ

同

三 同

ヒトツノコトモタカハネハ

マコトニサイワキナリケリト

同

四 ワレシニナンソノ日ニハ

オナシクアナニウツムヘシ

キサキコタヘテマフサシム

同

五 同

ツカヘマツラムトソオモフ

同

六 太子コタヘテオハシマス

ハシメアレハオハリアル

サタマレル世ノコトハリソ

ユメノオトロキオモハサレ

七 同

同

三 同

日本に同じ

マコトニサイハイナリケリト

同

四 日本に同じ

日本に同じ

日本に同じ

千秋萬歲イフマテモ

五 同

ツカヘマツラントゾオモフ

同

六 日本に同じ

ハシメアレハハリアル

サタマレルヨノコトハリヲ

日本に同じ

七 ヒトタヒカナラスウマレシメ

一度ハカナラスシヌルコト

ヒトノツネノミチナレハ

昔モ今モタヘヌナリ

六 我アマタノ身ヲウケテ

佛道ヲオコナヒキタラシム

ワツカニ小國ノ太子トシテ

タヘナルミノリヲ流布セシム

允 法ナキトコロニ一乗ノ

深義ヲヒロメ説オキツ

五濁ノアシキヨ、マテモ

久ク遊^{アソブ}ントオモハレス

七 后ナミタヲナカシテソ

悲ミアハレミマシ^〇〜テ

太子難波^{ナシバ}ヨリシテソ

イカルカノ宮ニカヘリマス

八 片岡山ノホトリニテ

ウヘタル人フシタリキ

黒駒アユラスト、マレリ

太子馬ヨリオリテコソ

大日本國粟散王聖德太子奉讃について(日下)

同

人ノツネノミチナレハ

ムカシモイマモタヘヌナリ

六 ワレアマタノ身ヲウケテ

同

同

タヘナル御法ヲ流布セシム

允 同

深義ヲヒロメトキヲキツ

同

ヒサシクアソハントオモハレス

七 同

カナシミアハレマシ^(△)〜キ

同

同

八 カタヲカ山ノホトリニテ

ウエタル人フシタリキ

クロコマアユラスト、マレリ

太子ムマヨリオリテコソ

ヒトタヒハカナラスシヌルコト

口本に同じ

ムカシモイマモタエヌナリ

七 口本に同じ

同

同

イ本に同じ

八 同

口本に同じ

五濁ノアシキ世々マデモ

ヒサシクアソバムトオモハレズ

允 同

キサキナミタヲナカシテソ

同

同

七 口本に同じ

ウエタルヒトフシタリキ

口本に同じ

太子ムマヨリヲリテコソ

空 ウエ人臥シタルソノウヘニ

紫^{ムラサキ}ノウヘノ御衣^{ヨロイ}ヲ

トイテオホヒマシノシテ

御歌^{ウタ}ヲタマヒテノタマハク

太子^{ミコ}ノ御^{ウタ}ヲ

空 シナテルヤ片岡山ノ飯飢^{イ、ウヘ}テ

臥ル旅人アハレヲヤナシ

ウヘ人カシラヲモチアゲテ

御カヘリコトヲタテマツル

空 アハレカナシキ御^ミコトカナ

奉讚^{ウヘ人ノウタ}マコトニツキカタシ

イカルカヤ富ノ小河ノタヘハコ

ソ

ワカオホキ^〇ミノミナハワスレメ

空 太子ミヤコニカヘリマス

空 ウエヒトフシタルソノウヘニ

ムラサキノウヘノ御衣^{ヨロイ}ヲ

同

御歌^{ウタ}ヲタヒテノタマハク

空 シナテルヤカタヲカ山ノイ斗^〇ニ

ウエテ

フセル旅人アハレヲヤナシ

アハレカナシキ御^ミコトカナ

奉讚^{ウヘ人ノウタ}マコトニツキカタシ

空 ウエ人カシラヲモチエ[△]ケテ

御カヘリコトヲタテマツル

イカルカヤトミノ小河ノタエハ

コソ

ワカオキ[△]ミノミナハワスレメ

空 同

空 ウエヒトフシタルソノウヘニ

口本^〇に同じ

トイテオホヒマシノシ[△]テ

御ウタヲタマヒテノタマハク

空 シナテアルヤ[△](第一句)

カタヲカヤマニイ、ウエテ[△](第二句)

フセルソノタビヒト[△](第三句)

空 ウエビト頭ヲモチアゲテ

口本^〇に同じ

口本^〇に同じ

口本^〇に同じ

空 イカルカヤ^〇(第一句)

トミノヲカハノタエハコソ^〇(第二句)

ワカオホキ^〇ミノ^〇(第三句)

御ナハワスレメ^〇(第四句)

空 同

後ニウエ人死ニオハル

太子カナシミマシノテ

ホフフリオサメオワシマス

突 ウエ人死ニテソノ後ニ

紫ノ御衣ヲ取ヨセテ

モトノコトクニ皇太子

着服シテソオハシマス

尅 大臣已下七人ノ

ソシリアヤシムコトシケシ

勅命ヲクタクシマシノテ

ユキテ片岡ヲミルヘシト

穴 臣下ユキテ見ルニカハネナシ

棺ハナハタカウバシク

皆人驚キアヤシミキ

マコトニアタソヒトナラス

尅 太子ミヤコニマシノテ

后ニカタラヒオハシマス

御湯アヒミクシヲ洗セテ

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(目下)

ノチニウエ人シニヲハル

同

マフリオサメヲハシマス

突 ウエ人シニテソノチニ

ムラサキノ御衣ヲトリヨセテ

同

同

尅 同

同

同

ユキテ片岳ヲミルヘシト

穴 臣下ユキテミルニカハネナシ

ヒツキハナハタカフハシク

ミナ人オトロキアヤシミシ

マコトニアタノ人ナラス

尅 同

キサキニカタラヒオハシマス

オユアミミクシヲアラハセテ

ノチニウエヒトシニヲハル

同

ヤウヤクオサメオハシマス

突 ウエヒトシニテソノチニ

ムラサラノ御衣ヲトリヨセテ

同

同

尅 大臣以下ノ七人ハ

同

同

ロ本に同じ

穴 同

ヒツキハナハタカウハシク

ミナヒトヲトロキアヤシミテ

イ本に同じ

尅 同

ロ本に同じ

ロ本に同じ

△△△キヨイ タマヒ
キサキキ御衣ヲソキ給シ

100 ワレモロトモニコヨヒハ

サリナント床ヲ雙テソ

臥シタマヒヌト見ヘ給フ

アクルアシタニヒサシクモ

101 御オトマサスアヤシミテ

御殿ヲ御戸ヲ開キテソ

人々アマタマヒリシニ

后モトモニカクレマス

102 御貞ハモトノコトクニテ

甚カウハシクオハシマス

御トシハ四十九歳ナリ

佛法ノ燈キエタマフ

103 黒駒イナ、キヨハヒケリ

草水クハツ悲ミテ

御コシニシタカヒマヒリテソ

104 御廟ニイタリツキニケル

ヒトタヒイナ、キヨバワリテ

タフレシヌトソ見ヘタリシ

△△△
キサキキ御衣ヲソキタマヒシ

100 同

サカナントユカヲナラヘテソ

フシタマヒヌトミエタマフ

同

101 御ヲトマサスアヤシミテ

御殿ノミトヲヒラキテソ

ヒト々アマタマイリシニ

后トトモニカクレマス

102 御カホハモトノコトクニテ

ハナハタカウハシクオハシマス

同

佛法ノトモシヒキエタマフ

103 クロコマイナ、キヨハヒケル

クサミヅクワスカナシミテ

御コシニシタカヒマイリテソ

104 同

ヒトタヒイナ、キヨバワリテ

タフレシヌトソミエタリシ

○
キヨキ御衣ヲソキタマヒシ

100 同

サリナムトユカヲナラヘテソ

フシマロビヌトミエタマフ

同

(此の一首脱落せり)

101 御カホモトノコトクニテ

口本に同じ

御トシ四十九歳ナリ

佛法ノトモシヒキエタマフ

102 クロコマイナ、キヨバヒケリ

クサミヅクハスカナシミテ

口本に同じ

103 ヒトタヒイナキヨハハリテ

タフレシヌトソミエタリシ

ソノカハネヲハスナハチニ
御廟ノカタニウツマレテ
太子ノミサキヲコヒヤトマフスナリ

101 太子崩御ノソノ日ニソ

衡山ヨリノ御キヤウハ

ニハカニウセマシクヌ

戀慕渴仰ツキカタシ

102 妹子カモチテワタレリシ

經ハカリコソイマスナレ

マコトニ不思議ノ多キコト

奉讚キハナクアハレナリ

103 新羅國ヨリタテマツル

釋迦牟尼佛ノ尊像ハ

ヤマシナ寺ノ東ノ

精舎ニ命ニオハシマス

104 百濟國ヨリタテマツル

石ノ彌勒菩薩ハ

フルキミヤコノ元興寺

東ノ精舎ニオハシマス

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(目下)

ソノカハネヲハスナハチニ
御廟ノカタニウツマレキ

101 同

衡山ヨリノ御經ハ

同

戀慕渴仰ツキカタシ

102 妹子ガモチテワタラレリシ

同

マコトニ不思議ノオホキコト

同

103 同

同

ヤマシナテラノ東ノ

精舎ニイマニオハシマス

104 同

イシノ彌勒菩薩ハ

ワルキミヤコノ元興寺ノ

同

イ本に同じ
ロ本に同じ

101 同

ロ本に同じ

ニワカニウセマシクヌ

イ本に同じ

102 妹子ガモチテワタサレシ

同

マコトニフシキオホキコト

同

103 同

同

イ本に同じ

ロ本に同じ

104 同

イ本に同じ

ロ本に同じ

同

二〇九 太子ツクリオハシマス

御テラ^{ミテラ}ソノカズアマタアリ

四天王寺 法隆寺

中宮寺 橘寺

二一〇 蜂岡寺 池後寺

葛城寺 日向寺ナリ

コノ外御テラキコユレト

傳記縁起ヲヒラクヘシ

二一一 太子ノ御名ハアマタイマス

既戸豊聽耳ノ皇子ナリ

御誕生ノトコロユヘ

既戸トモアラハセリ

二一二 十人一度ニマフスコト

ヒトリモモラサスキコシメス

コトハリイマスニヨリテコソ

豊聽耳トハマフシケレ

二一三 皇太子ノ御誕生

御アリサマヲタツヌレハ

二〇九 同

同

中宮寺 タチハナテラ

二一〇 蜂岡寺 池後

同

コノホカ御キコユレト

同

二一一 同

既戸豊^{トヨキ}耳ノ皇子ナリ

同

一既戸トモアラハセリ

二一二 同

同

同

トヨキ、ミ、トハマフシケル[△]

二一三 同

同

二〇九 太子ノツクリテオハシマス

御テラ^{ミテラ}ソノカズアマタナリ[△]

同

イ本に同じ

二一〇 イ本に同じ

葛城寺 日向寺^(△△)

コノホカ御寺キコユレト

同

二一一 同

既戸豊聽耳^(△)皇子ナリ

御ムマレドコロユヘニ[△]

イ本に同じ

二一二 十人一度ニマウスコト

同

同

トヨキ、ミ、トハマウスシケレ[○]

二一三 皇太子ノ御誕生ノ^(△)

同

僧ノ威儀ニテイマスユヘ

聖德太子トマフスナリ

二四 勝鬘法華經等ノ

義疏ヲ造リヒロメシメ

有情ヲワタシタマフユヘ

聖德太子トマフスナリ

二五 王宮ノミナミニスマシメテ

儲君トアカメマシノキ

マツリコトヲマカセテソ

上宮太子トマフシケル

已上一百一十五首

日本記 平氏ヲ撰

聖德太子御傳 上宮記

諾樂古京藥師寺沙門景戒撰

日本國現報善惡靈異記等見也

康元二歲丁巳二月卅日

愚禿親鸞八十書之

右太子奉讚奥州糖信郡

南部八戸願永寺ノ住物也

大日本國粟散王聖德太子奉讚について(日下)

同

同

二四 勝鬘法華經等ヲ

義疏ヲツクリヒロメシメ

同

同

二五 同

同

同

上宮太子トマフシケリ

已上一百一十四首

日本記 平氏撰

聖德太子御傳 上皇記

諾樂古京藥師寺沙門景戒撰

日本國現報善惡靈異記等見也

康元二歲丁巳二月三十日

愚禿親鸞八十書之

本云、徳治二年丁未卯月三日

應長元歲辛酉閏六月六日馳筆

同

聖德太子トマウスナリ

二三 イ本に同じ

義疏ヲツクリテヒロメシメ

同

聖德太子トマウスナリ

二四 同

儲君トアガメマシノテ

同

上宮太子トマウスケル

已上一百一十四首

日本記 平氏選

聖德太子傳 上宮紀

諾樂古京藥師寺沙門景戒撰

日本現報善惡靈異記等見矣也

康元二歲丁巳二月三十日

愚禿親鸞八十書之

眞蹟在八代願永寺

平假字文字也

則蓮如上人御眞筆也

沙門 宗昭四十九歲

于時享保第五庚子季冬中旬

於羽州秋田寫之

長濱 亮空

四、眞宗遺文纂要所收本に於ける誤謬と脱漏

以上三本を比較對照することによつて、その内いづれにも誤謬なしとは言はれないが、蓮如上人寫傳本最も正本に近かく、覺如上人寫傳本これに次ぎ、『眞宗遺文纂要』所收本に至つては、いかに多くの誤謬と脱漏との存することに吃驚されたであらう。今これら三本の誤謬と脱漏とを逐一指摘することの繁雜さを恐れて、それらの細部はすべてこれを「三本正誤對照表」に譲り、今は唯『眞宗遺文纂要』所收本の中から、その最も甚だしきもののみについてこれを列舉し、具つこれによつて他の二本がいかに古典的價値を有するものなるかを究明したいと思ふ。

(1) 先づ『眞宗遺文纂要』所收本の不注意による脱漏の中、その最も大きなものと思はるゝは、第七十八首の「妹子ニカタリオシヘケル、モトハ思禪師トマシクキ、スキヌルトシノ秋ノコロ、汝カクニノ太子ハ」の文と、第百一首の「御オトマサヌアヤシミテ、御殿ノ御戸ヲ開キテソ、人々アマタマヒリシニ、后モトモニカクレマス」の文との二首であらう。全文一百十五首であるが、その中から此れ等二首を省くとき、その殘數は當然一百十三首であるべき筈なるに、本文の終りにこれを「已上一百十四首」と記したのはそもそも何故であらうか？ 思ふにこれは第九十三首の前二

句を以て、「シナテルヤ(第一句)、カタヲカヤマニイ、ニウヘテ(第二句)、臥ルソノ旅人(第三句)、アハレヤナシ(第四句)」の如き四句一首となし、又た第九十四首の後二句を以て「イカルカヤ(第一句)、トミノヲカハノタエハコソ(第二句)、ワカオホキミノ(第三句)、御ナハワスレメ(第四句)」の如き四句一首となし、かくて第九十三、九十四の二首がそのまゝ、三首に増加して一首の剩餘を生じたがためであらう。即ち、この和讃製作の當初に於ては、蓮如上人寫傳本や、覺如上人寫傳本の如くに總數百十五首であつたものが、轉寫の間に、二首の脱落と一首の増加を示すことによつて、原本奥書に「已上一百十五首」とあつたのを、實際の計算から後人が「百十四首」と改變したものであらう。しかるに覺如上人寫傳本の如きはどうしたものか、本文の實數が百十五首でありながら、卷末に於てこれを「已上一百十四首」としたのはいかにも不審に耐へない。思ふに覺如、蓮如兩上人當時の南北朝、室町時代に於ては、無論「已上一百十五首」とあつたものであらうが、後世江戸時代に生じた流布本の奥書に「已上一百一十四首」とある邊から、實數をも省みずに、そのまゝ無造作に本書に用ひたがためではなからうか。

(2) 第九十三首、第九十四首の二首に於てハ本がいかかに混雜し短縮されてゐるかは上述の如くであるが、一方、此等二首の和讃を最も正格に傳へてゐると考へらるゝのは恐らく日本即ち覺如上人寫傳本であらう。即ち日本の第九十三首はシナテルヤカタヲカ山ノイキニウエテ(第一句)、フセル旅人アハレヤナシ(第二句)、アハレカナシキ御コトカナ(第三句)、奉讚マコトニツキカタシ(第四句)の順序であり、また第九十四首はウエ人カシラヲモチアケテ(第一句)、御カヘリコトヲタテマツル(第二句)、イカルカヤトミノ小河ノタエハコソ(第三句)、ワカオホキミノミナハワスレメ(第四句)の次第であるが、この順序次第こそ正しいと思はるゝからである。しかるにイ本は第九十三首の後二句を以

て第九十四首の初二句に當て、第九十四首の初二句を以て第九十三首の後二句に充て、これら二首の初後二句を前後相違せしめたのは全く誤謬といはねばならぬ。尤もこの誤謬がまた此れと同一系統のハ本にも見られる關係上、此れ等兩本の原本たる願榮寺所藏の蓮如上人眞蹟本にも既に此等誤謬の存してゐたことは想像され得る。しかし何れにしてもこの二首の正しい相が願榮寺本と系統を異にした覺如上人系の口本によつて知り得たことはいかにも幸ひである。

(3) 第三首の第二句は、口本の「用明天皇ノ太子ノトキ」よりも、イ本、ハ本の「用明天皇の親王ノトキ」といふのが正しからうと思ふ。何とならばこの和讃の原據と考へらるゝ『三寶繪詞』に「用明天皇ノハジメテ親王ニイマセシ時ニ」とあり、『上宮太子御記』にも亦「太子」と言はずして親王とあるからである。而してイ本の第四句「御腹ヨリモズタ」の句は「御腹ヨリゾ」の文字を誤寫したものであるといふことは申すまでもない。

(4) 第八十首の第一句について、一方のハ本には「コノウチニイリテコソ」といふが、イ本、口本の兩本には「ムロノウチニイリテコソ」とある。而して此等相違した三本に於て、イロ兩本の方が正しからう。何とならばその原據と考へらるゝ『三寶繪詞』に「舊キ室ニサシハサミヲケル、一卷ノ經ヲトリテ雲ヲシノギテ歸去ニキトイフ」とあるからである。従つて、第四句も亦ハ本に「サリマシノシトコソカタリシ」とあるよりも、イ本及び口本に「サリニシトコソカタレリシ」とあるの方が原本の據點に近いものとして注意すべきである。

(5) ハ本の第九十五首の第四句には、「ヤウヤクオサメオハシマス」とあるが、サウヤクの文字では此の一句が何のこともだかさつぱりわからぬ。しかるに一方イ本に於ては「ホフフリ(葬)オサメオロシマス」とある。これによつて初めて此の一首全體の意味が通するの感がある。今この和讃をその原據たる『三寶繪詞』に當て、見れば、「太子宮ニ歸給テ、

コノ人シニ、ケリ。太子カナシビテ、ハフリヲサノ給」とあるから、これにて一層イ本の正しきことがわかつてくる。

(6) ハ本即ち『眞宗遺文纂要』所收本の悪本たることは申すまでもないが、しかし、すべてがイ本、日本に劣るといふわけではなく、まゝイ、ロ、兩本の誤謬を訂正する場合もある。第九十九首の第四句が乃ちそれである。即ちイ、ロの二本はともに「キサキ御衣ヲソキ給シ」とあるが、ハ本には「キヨキ御衣ヲソキタマヒシ」とある。今この和讃の原據としての『三寶繪詞』を見るに、此のところ「コ、ニ太子イカルガノ宮ニオハシマシテ、妃ニカタラヒ給、ユアミ、カシラアラヒ給テ、淨衣ヲキ給フ」とあるから、「キサキ御衣ヲゾキタマヒシ」では意味をなさぬ。「キヨキ御衣(即ち淨衣)」といふ方が原據に近く、また意味も通ずるから、この和讃はハ本を以て正しいものとせねばならぬ。

(7) 第十八首について、ハ本を見れば「百濟國ヨリ彌勒ノ、カノ像ヲワタサレキ、蘇我ノ馬子ノ宿禰ハ、コノ像ヲ尊敬シ」とあるが、イ本、ロ本ともに「百濟國ヨリ彌勒ノ、石ノ像ヲワタサレキ、蘇我ノ馬子ノ宿禰ハ、コノ像ヲウケトリタテマツル」とある。しかるにこれら三本の正誤を判せんとするについて、和讃の本據と考へらるゝ『三寶繪詞』に「又百濟國ヨリ彌勒ノ石ノ像ヲモテワタレリ。時ニ大臣蘇我ノ馬子ノ宿禰、コノ像ヲウケテ」とあり、また『御記』や『傳曆』相共に「彌勒ノ石像」とあるから、イ、ロ、兩本の第一句及第四句が、他のハ本よりも一層原據に親しいものであり、且つ正しいものであると考へざるを得ぬ。

(8) ロ本即ち覺如上人寫傳本の古典的價値が、イ本(善本)とハ本(悪本)との中間に位することは、「三本正誤對照表」に於て示すが如くであるが、それにしてもイ本の誤謬を訂正せしめた事實が二回もある。一つは第四十三首の第二句であつて、他は第百〇一首の第二句である。第四十三首の第二句について、イ本では「シリソキカクシソノ時ニ」とある

がロ本では「シリヅキカヘシソノトキニ」とある。今これを原據の典籍『三寶繪詞』に對照するに、彼には「御方ノイクサ怖惶テ三度カヘリ退ク」とあるから、ロ本の正しきことは申すまでもない。また他の第百〇二首の第二句について、イ本では「御殿ヲ御戸ヲ開キテソ」とあるが、ロ本では「御殿ノミトヲヒラキテゾ」とある。今これを原典『三寶繪詞』に對照してみると、「人々アヤシミテ、御殿ノ戸ヲアケテミルニ、共ニカクレ給ニケリ」とあり、また『上宮太子御記』にも「人々大殿ノ戸ヲヒラヒテミルニ」とあるから、ロ本の正鵠を得てゐること復た知るべきであらう。

以上、上記の「三本正誤對照表」によつて、重要な正誤の三、四、についてこれを指摘したが、その他についてはすべて「三本正誤對照表」に譲ることとする。猶これについては多屋頼俊氏が、予の所謂「本即ち『真宗遺文纂要』所收本に現はれた誤脱に就て精しく發表（前出の大谷學報第十三卷第一號同氏の論文）」してゐられるから、參照されんことを望んでやまない。

五、百十五首和讚の著者

以上新出の二本と、先啓の『真宗遺文纂要』所收本の概要を説くことによつて、大體聖徳太子百十五首和讚に對する書誌學的な考察は終つたこととするが、ついで考へねばならぬのは、この和讚についての作者の問題である。即ち果してこの和讚が親鸞聖人の眞作であるや否やの問題である。

これについては、由來宗學者の中には聖人の眞撰といふことに多少の疑ひを有つてゐた人もあつた。それには一面、この和讚の寫傳本の流布が極めて稀であつて、僅に先啓がこれを注意した程度に留まり、東派の學匠惠空や、西

派の先哲知空すらも、未だ曾てこれを閲覽し得なかつたといふ事情から、此の和讃に對する興味や關心を持つ所の學者を輩出するに至らしめず、従つてこれが研究に徹底せしめ得なかつたことにも基因することと思ふが、しかしその最も有力な根據として舉げらるゝものは、この和讃が古來親鸞聖人の自筆本を初めとして、これに準すべき古寫本が一つとして存在した事實なく、又たこの和讃が他の教義を骨子とする三帖和讃に比していかにも調子が低いといふ點にあつた。この二つの理由は恐らく何人とも雖も容認し得らるゝ所であらう。けれども翻つて思ふに、第一の理由に於ては聖人の撰述にして若し自筆本の無之場合、これをしも眞撰として認むることが出来ないならば、眞撰として疑ふべからざる『淨土文類聚鈔』や『愚禿鈔』までをも、これを聖人の眞撰中より除外すべき愚さを敢へてせなければならぬ。しかるに『淨土文類聚鈔』『愚禿鈔』等にして敢へてこれを聖人の眞撰とする所以のものは、現存せる幾つかの古寫本の上に「親鸞聖人書寫」といふ嚴然たる奥書自らが殘存してゐるからである。今一百十五首太子和讃についてこれを見るに、從來僅に『眞宗遺文纂要』所收本の一本を存するのみによつて、その存在の稀薄性を如實に物語り來つたのであるが、今や二本の新出によつて、覺如、蓮如兩上人への流傳史的事實を知り得たと共に、イ、ロ、ハ、の三本は相共に「康元二歲丁巳二月卅日、愚禿親鸞八十五歳書之」の根本奥書を存する點に於て、これを後世の僞作なりと打消す史料の發見されぬ以上、到底聖人の眞撰たることを拒否すべき理由は成立し得ないものであらう。次に第二の理由に於て、この和讃の調子の稍々低いといふことを骨張するが、しかし教義を主とする三帖和讃に調子が高く、史傳を主とするこの和讃に調子が下ることは自明の原理であつて、又た止むを得ないことである。若しこの和讃と聖人の眞撰として知らるゝ七十五首の太子和讃とを（一種の自筆本あり、）比較し、更にまた三帖和讃中の史傳を骨子と

した高僧和讃若しくは善光寺和讃とを對比せしむるならば、その調子は相互に五十歩百歩であつて、此の和讃だけが特に調子が低いとは斷じて言ひ得ない。随つてこの種の理由を提けて親鸞聖人撰といふことを否定し得らるゝものではないと思ふ。

二

然らばこれを親鸞聖人の眞作と認むべき積極的な理由は如何。これについて多屋賴俊氏はその著『和讃史概説』に於て大體その内容から左の如き五個の理由を挙げられてゐる。(一)出典に對する態度——百十五首和讃が出典に對して忠實なることは驚くべきもので、これはやがて親鸞聖人の和讃製作の根本的態度に合致するものであるとする。(二)和讃の形式——四句を一首とした和讃の形式は親鸞聖人以外にはその例極めて稀なること。(三)冒頭の二首——冒頭の二首は文明開版三帖和讃所載の十一首太子和讃に見ゆるものであるが、十一首和讃の性質から見て、後人が十一首和讃より抜き出したものでなく、第三首以下百十五首和讃のすべてが聖人の作なること、(四)日羅を新羅人とするこゝとは七十五首和讃及び『上宮太子御記』と共通するものであるが、それはそのままに親鸞聖人の獨創なること。(五)『上宮太子御記』との關係——『上宮太子御記』を『三寶繪詞』から一部の書として獨立させたのは親鸞聖人であると考へ、『上宮太子御記』が『三寶繪詞』と相違する部分に、百十五首和讃と共通する點を認め得るから、此の和讃の作者は即ち親鸞聖人であるとする。

以上その所論の概要を述べたのであるが、これらは何れも肯考し得らるゝ理由として大に傾聴すべきものがあらう。猶その他の理由として予の駄足一、二を加ふるならば左の通である。

(一)上述せるが如く、既に百十五首太子和讃の寫本の中、何れにも、親鸞聖人の奥書(康元二歲丁巳二月三十日)を殘存し、しかも覺如、蓮如兩上人の流傳系統の明らかにし得らるゝならば、この一項だけでも、優に親鸞聖人の眞撰たることを決定してもよからうかと思ふ。

(二)七十五首太子和讃は夙に伽藍和讃と言はれるだけに、四天王寺を中心とする部分が六十二首でその大半を占め、六角堂を中心とする部分(初十首)と十七憲法の和讃(最後の三首)とが前後に附加されることによつて一部を形成するものであるが、さうした内容を持つことは、いかにも未完成の感じがする。この和讃は伊勢國專修寺所藏の聖人自筆本奥書によると建長七年十一月八十三歳の御執筆であるといふ。次に親鸞聖人の自筆本から、影寫した淨土和讃十三首といふものが大谷大學圖書館に傳へられてゐる。この和讃には附録として大經の願文を初め、大集經や涅槃經の文の外に、往還二廻向文類などをかゝけて、奥書には「康元元丙辰十一月二十九日、愚禿親鸞八十書之」の識語がある。而してその十三首和讃の終りの所に(十二)「大日本國粟散王、佛教弘興ノ上宮王、恩徳ヲカクヒロクマス、奉讃タヘスオモフヘシ」と(十三)「上宮太子方便シ、和國ノ有情ヲアワレミテ、如來ノ悲願弘宣セリ、慶喜奉讃セシムベシ」との太子和讃二首をかゝけてゐるが、これらの二首は正像末和讃所收の十一首太子和讃の第八、第九の二首の草本(僧撰の『管窺錄』による)と考へらるゝから、訂正の和讃に比較すればこの二首が何となく冗劣するの感じがせんでもない。然るに、これら七十五首並びに十三首和讃より今此の百十五首太子和讃に對し眺むれば、今本がその組織といひ、内容といひ、いかに首尾一貫した完結本に接するの思ひがあらう。かくて七十五首太子和讃より淨土和讃十三首へ、淨土和讃十三首より百十五首太子和讃へと、未完成より完成への一つのプロセスを過ぎて、茲に首尾の整う

570

た完全な一本が康元二年二月三十日親鸞聖人の手によつて出来上つたものと考へざるを得ない。思ふに草本としての淨土和讃十三首が改訂修正せられて、遂に十一首太子和讃を收むる正像末和讃として出来上るに至らしめたのはそれから間もないことであらう。即ち正像末和讃の初めに、

康元二歳丁巳二月九日ノ夜寅時夢告ニイハク、コノ和讃ヲユメニオホセヲカフリテ、ウレシサニカキツケマイラセタルナリ

正嘉元年丁巳閏三月一日

愚 禿 親 鸞 八十五歳書之

とあるから、十一首太子和讃の製作も親鸞聖人八十五歳の閏三月以後にかゝはるものである。十一首和讃といへば、その内容の示すが如くに一時期に一つの思想體系から生み出されたものでなく、一二首づゝの製作を逐次に堆積して遂に完全なる一書を成したものであるから、それら精撰の各首がその他の太子和讃即ち七十五首和讃、百十五首和讃等の冒頭に又た末尾に置くの用に供せられたものであらう。要するに親鸞聖人の太子和讃製作の次第順序より見て、當然その歸結として百十五首和讃の製作あつて然るべきといふ理由を、その他の和讃に徴して一瞥したのである。

(三)猶、親鸞聖人の用語の上からもその真撰たる所以を明らかにしたいと思つたが、餘りにも頁数を超過して御叱りを蒙る虞れがあるからこれは他日に譲ることとする。以上くゞしく述べた諸點から見て、新出の百十五首太子和讃の二種には、傳寫の間に生じた多少の誤謬や誤脱は免かれぬにしても、親鸞聖人の眞作と決することに於ては毫も差支なからうと思ふ。

(昭和十三年十一月蒼卒の硯これに記す)